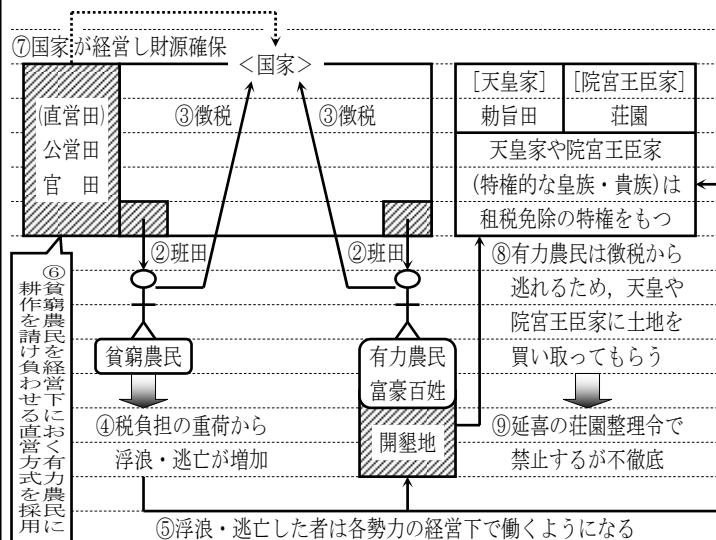


8~9世紀=律令国家(課税単位=人頭税)	10世紀=王朝国家(課税単位=土地税)
①租税負担の重荷 (調・庸・雜徭・兵役などの負担が農民の生活を圧迫) ex. 山上憶良『貧窮問答歌』(『万葉集』に収録)	①負名体制 (土地税に基づく徵収制度) ★為政者=藤原忠平(朱雀天皇時)
②徵税逃れ (有力農民と貧窮農民に階層が分化→課税逃れが相次ぐ) 浮浪 (本籍地を離れ、他国に浮浪する→所在明確で調・庸を納める) 逃亡 (本籍地を離れ、他国に浮浪する→行先不明で調・庸を納めない) 偽籍 (女性などに年齢や性別を偽る) ex. 阿波国田上郷の戸籍(902) 私度僧 (朝廷の許可なく僧侶になる) 資人 (貴族の従者となる)	(1) 口分田などの公領を収公 (班田収授を廃止) (2) 公領を名(名田)という課税単位に編成する (3) 田堵(負名) (有力農民)に一定期間、田地の耕作を請け負わせ、名(名田)の面積に応じて課税する →官物(租・調・庸の系譜)・臨時雜役(雜徭の系譜)を徵収
③朝廷の財政難 (浮浪・逃亡・偽籍などにより調・庸などの人頭税が減収)	②地方政治の転換 (律令体制の崩壊に伴い、国司の権限を強化) 国司に一定額の税の納入を請け負わせ、その代わりに一国内の統治を委ねる
④律令体制の再編(桓武天皇時) (農民負担の軽減をはかる) (1) 班田収授 (班田収授を6年1班→12年1班に改める) (2) 公出奉 (政府が貸し付ける種類の利息を利率5割→3割に軽減) (3) 雜徭 (国司に使役される労役を年間60日間→30日間に軽減) (4) 健児の制 (正丁男子を徴兵する軍団兵士制を東北・九州を除き廃止)	(1) 国司は中央政府に対する徵税請負的な性格を強める →以降、地方政治の運営における国衙(国府)(国司の政府)の役割が増大 ★今まで地方政治を担っていた郡衙(郡家)(郡司の政府)の役割は衰退
⑤直営田の設置 (国家財政を補うため、有力農民を利用した直営方式を採用) 公営田(823) (小野空寺の建議で大宰府管内に設置された直営田) 元慶官田(879) (中央官司の財源確保のため畿内に設置された直営田)	(2) 国司は租税の課税率を決める権利を認められ、一定額の税を納めれば よいため蓄財が可能になる (国司の地位の利権化) →成功・重任の盛行
〔私的大土地所有の確立〕 勅旨田(天皇)・賜田(天皇・皇族)・諸司田(諸官司) 院宮王臣家(權門勢家)の莊園(少数の皇族・上級貴族) ★新たに台頭した有力農民らと結びつき、私的に多くの土地を集積	〔国司の地位の利権化〕 ①成功 (一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に任命される) ②重任 (一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に再任される) ③受領 (現地に赴任する最上級の国司(守)=貪欲な者が多かった) ex. 藤原元命(尾張守)『尾張國郡百姓等解(文)』(988) 31カ条にわたる悪政を都司・百姓に訴えられる 藤原陳忠(信濃守)「受領は倒るるところに土をつかめ」 貪欲な受領の例として知られる in『今昔物語集』
⑥律令体制の崩壊(醍醐天皇時) (律令体制の復興をめざす) 902年 延喜の莊園整理令 (最初の莊園整理令) 勅旨田・院宮王臣家の莊園を禁止するが、不徹底に終わる →券契(証拠文書)分明な莊園を認め、国司に実施を任せたため	④遙任 (現地に赴任しない国司→代わりに目代を派遣し代行させる) 目代(国務の代行者)が現地の留守所(国衙)の国務を担当し、 在庁官人(国衙の実務にあたる現地の地方役人の総称)を指揮する
902年 最後の班田収授 ★阿波国田上郷の戸籍(902) 914年 「意見封事十二箇条」 by 三善清行 地方政治の混乱ぶりを醍醐天皇に指摘した報告書	①浮浪・逃亡・偽籍の激化+有力農民と院宮王臣家の結びつき →戸籍・計帳の制度が崩壊し、戸籍・計帳に基づいて、 班田収授を実施したり、徵税をするのはもはや不可能 ②成年男子を中心に庸・調などを賦課する人頭税から(~9世紀) 土地の面積に応じて官物などを賦課する土地税へ転換(10世紀)

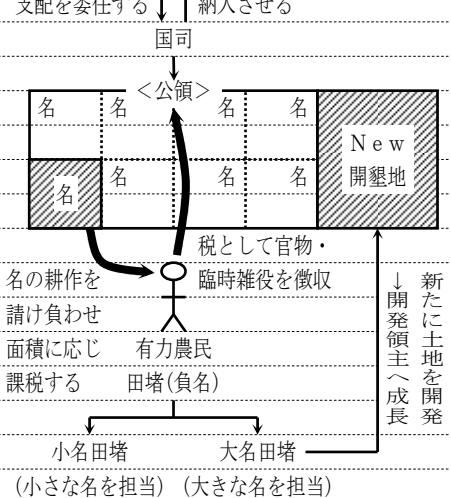
図解NOTE①【律令制度の崩壊】

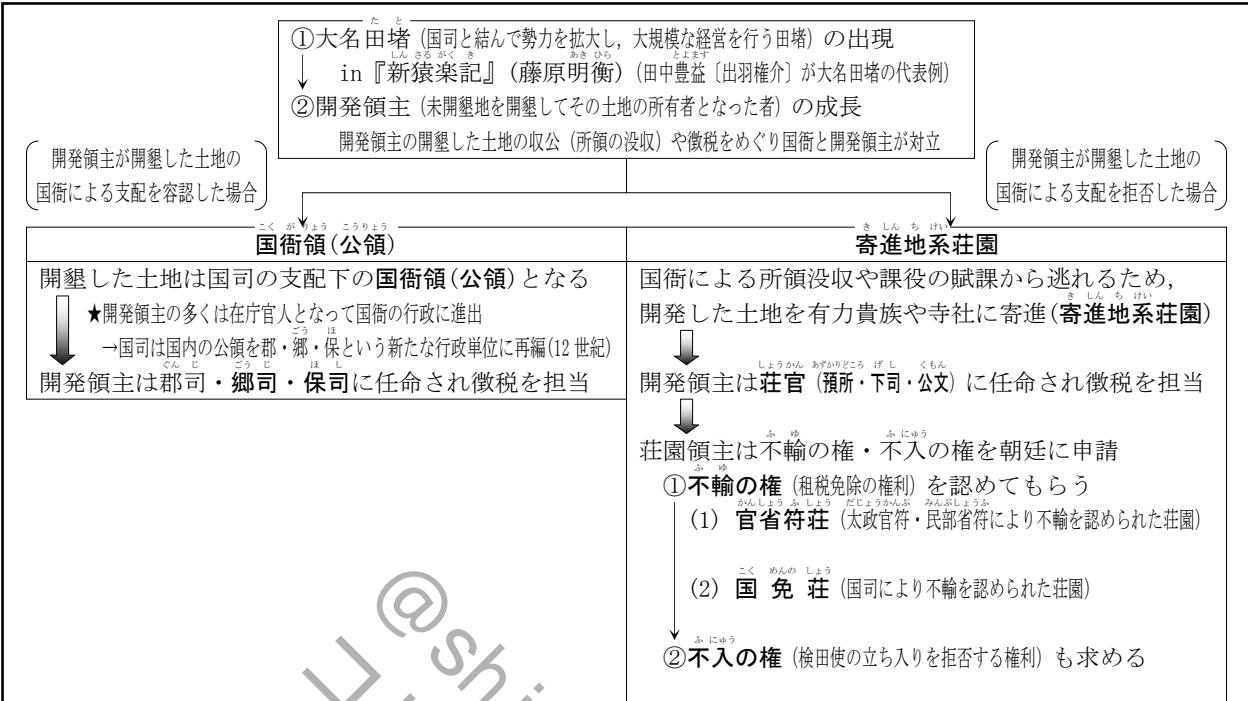
①戸籍・計帳に基づいて口分田を班給し(班田収授)、正丁を中心に調・庸などを徵収



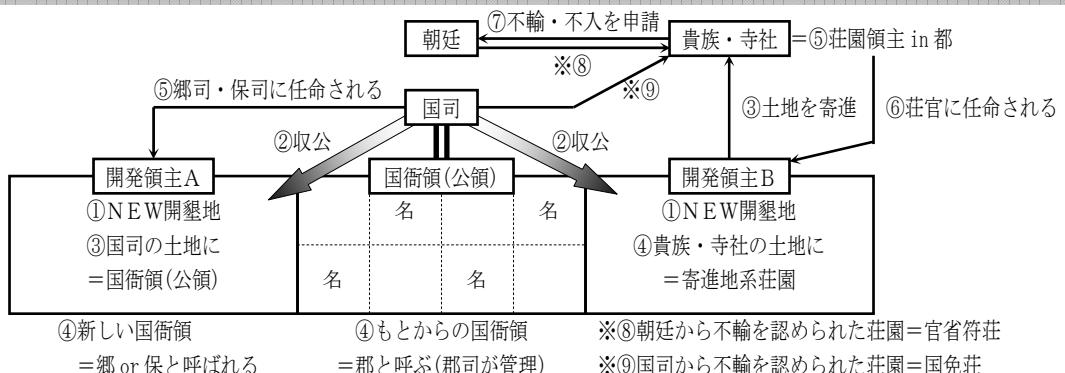
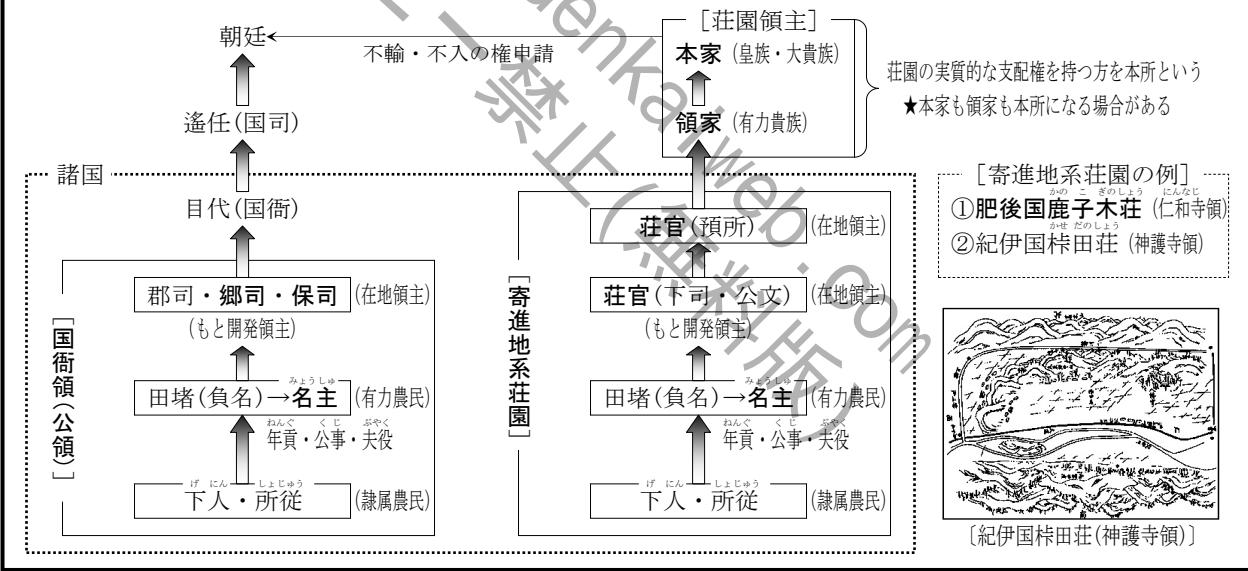
図解NOTE②【地方制度の転換】

国家(中央政府)

国司に国内の
支配を委任する
一定額の税を
納入させる



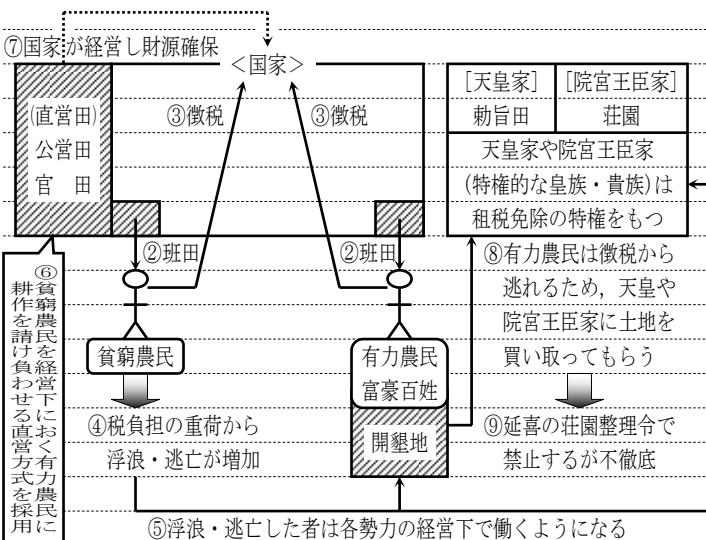
図解NOTE③ [莊園公領制 (莊園と公領からなる土地領有体制)]



8~9世紀=律令国家(課税単位= 税)	10世紀=王朝国家(課税単位= 税)
①租税負担の重荷 (調・庸・雜徭・兵役などの負担が農民の生活を圧迫) ex. _____『_____』(『_____』に収録)	①_____ (土地税に基づく徵収制度) ★為政者= _____ (_____天皇時)
②徵税逃れ (有力農民と貧窮農民に階層が分化→課税逃れが相次ぐ) _____ (本籍地を離れ、他国に浮浪する→所在明確で調・庸を納める) _____ (本籍地を離れ、他国に浮浪する→行先不明で調・庸を納めない) _____ (女性などに年齢や性別を偽る) ex. _____國 郷の戸籍(902) _____ (朝廷の許可なく僧侶になる) _____ (貴族の従者となる)	(1) 口分田などの公領を収公 (班田収授を廢止) (2) 公領を _____ という課税単位に編成する (3) _____ (_____有力農民) に一定期間、田地の耕作を請け負わせ、名(名田)の面積に応じて課税する → _____ (租・調・庸の系譜)・ _____ (雜徭の系譜) を徵収
③朝廷の財政難 (浮浪・逃亡・偽籍などにより調・庸などの人頭税が減収)	②地方政府の転換 (律令体制の崩壊に伴い、国司の権限を強化) 国司に一定額の税の納入を請け負わせ、その代わりに一国内の統治を委ねる
④律令体制の再編(_____天皇時) (農民負担の軽減をはかる) (1) 班田収授 (班田収授を 年 班→ 年 班に改める) (2) _____ (政府が貸し付ける種類の利息を率割→ 割に軽減) (3) _____ (国司に使役される労役を年間 日間に → 日間に軽減) (4) _____ の制 (東北・九州を除く正丁男子を徴兵する 兵士制を廃止)	(1) 国司は中央政府に対する徵稅請負的な性格を強める → 以降、地方政府の運営における _____ (_____の政庁) の役割が増大 ★今まで地方政府を担っていた _____ (_____の政庁) の役割は衰退
⑤直営田の設置 (国家財政を補うため、有力農民を利用した直営方式を採用) _____ (_____年) (_____の建議で大宰府管内に設置された直営田) _____ (879) (中央官司の財源確保のため畿内に設置された直営田) [私的大土地所有の確立] _____ (天皇)・賜田(皇族)・諸司田(諸官司) 院宮王臣家(權門勢家)の莊園(少数の皇族・上級貴族) ★新たに台頭した有力農民らと結びつき、私的に多くの土地を集積	(2) 国司は租税の課税率を決める権利を認められ、一定額の税を納めればよいため蓄財が可能になる (国司の地位の利権化) → _____ の盛行
⑥律令体制の崩壊(_____天皇時) (律令体制の復興をめざす) 年 _____ (最初の莊園整理令) 年 _____ 院宮王臣家の莊園を禁止するが、不徹底に終わる → 契約(証拠文書)分明な莊園を認め、国司に実施を任せたため 年 最後の班田収授 ★阿波国田上郷の戸籍(902) 年 「_____」 by _____ 地方政治の混乱ぶりを醍醐天皇に指摘した報告書	[国司の地位の利権化] ①_____ (一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に任命される) ②_____ (一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に再任される) ③_____ (現地に赴任する最上級の国司(守)=貪欲な者が多かった) ex. _____ (_____守)『_____』(_____年) カ条にわたる悪政を都司・百姓に訴えられる _____ (_____守)「_____は倒るるところに土をつかめ」 貪欲な受領の例として知られる in『_____』 ④_____ (現地に赴任しない国司→代わりに _____ を派遣し代行させる) _____(国務の代行者)が現地の _____ (国衙) の国務を担当し、 _____ (国衙の実務にあたる現地の地方役人の総称) を指揮する
	①浮浪・逃亡・偽籍の激化+有力農民と院宮王臣家の結びつき = 戸籍・計帳の制度が崩壊し、戸籍・計帳に基づいて、班田収授を実施したり、徵稅をするのはもはや不可能 ②成年男子を中心に庸・調などを賦課する人頭税から(~9世紀) 土地の面積に応じて官物などを賦課する土地税へ転換(10世紀)

図解NOTE① [律令制度の崩壊]

①戸籍・計帳に基づいて口分田を班給し(班田収授)、正丁を中心に調・庸などを徵収

**図解NOTE② [地方制度の転換]**

国家(中央政府)

国司に国内の支配を委任する

一定額の税を納入させる

国司

<公領>

名 名

名 名

名 名

名 名

N e w 開墾地

税として官物・

名の耕作を請け負わせ

臨時雑役を徵收

有力農民

課税する

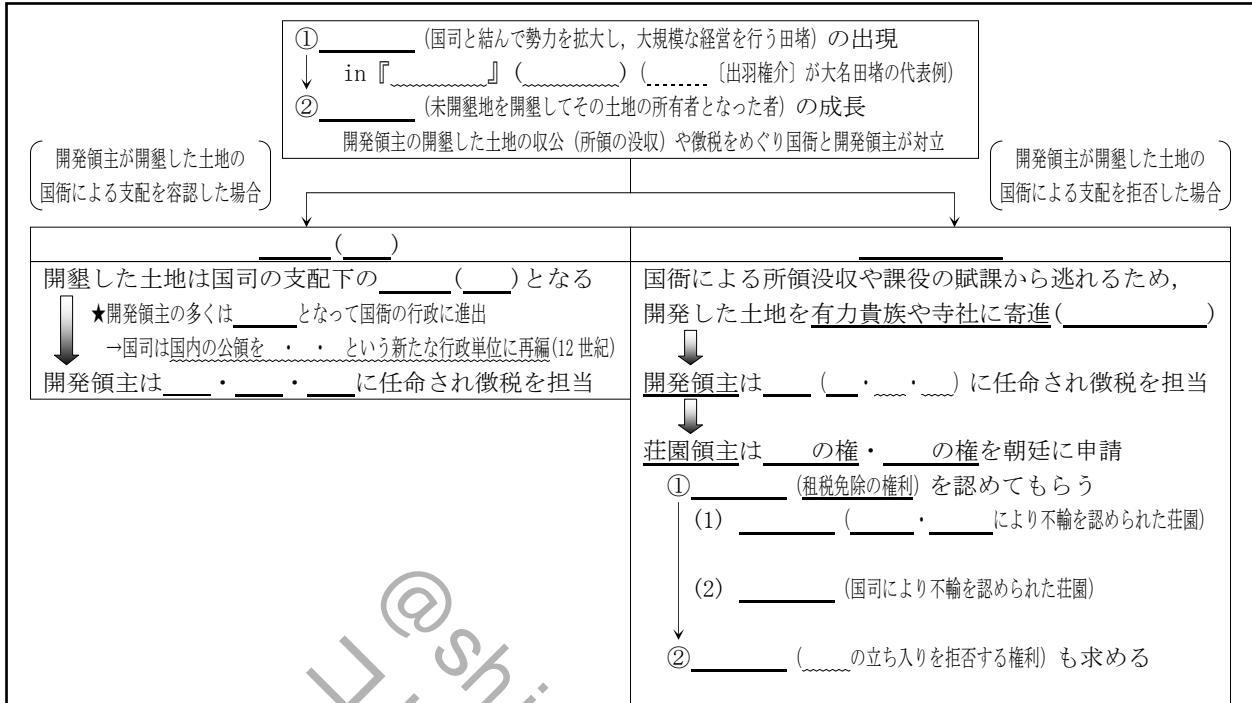
田堵(負名)

小名田堵

大名田堵

(小さな名を担当) (大きな名を担当)

新たに土地を開拓する領主へ成長



図解NOTE③ [_____ (莊園と公領からなる土地領有体制)]

